

遺族補償とこれに付随する福祉事業

1 遺族補償年金 「法第31条～第35条、第39条、法附則第7条の2」

(1) 受給資格者と受給権者

遺族補償年金を受けることができる遺族を年金の「受給資格者」といいます。

遺族補償年金は、受給資格者のすべてに支給されるものではなく、受給資格者のうちの最先順位にある遺族に対してのみ支給され、その最先順位の者が年金を受ける権利を有する者「受給権者」となります。同順位者が、2人以上あるときは、それらの者がそれぞれ受給権者となります。

受給資格者となり得る遺族の範囲と受給権の順位は次の表のとおりです。

職 員 と の 続 柄		受 給 資 格 者 と な り う る 要 件		受給権 の順位
		生計維持関係	年 齢	
配 偶 者 (内縁関係を含む)	妻	職員の死亡の 当時、その収入によって生 計を維持して いたこと	年 齢 は 問 わ な い	1
	夫		6 0 歳 以 上	
子 (養子を含む)			18歳に達する日以後の 最初の 3 月 3 1 日 まで	2
父 母	養		6 0 歳 以 上	3
	実		18歳に達する日以後の 最初の 3 月 3 1 日 まで	4
孫 (養子を含む)			6 0 歳 以 上	5
祖 父 母			18歳に達する日以後の最初 の3月31日まで又は60歳以上	6
兄 弟 姉 妹			5 5 歳 以 上 6 0 歳 未 満	7
特 例 遺 族 (夫、父母、祖父母) 兄弟姉妹			8	

(注) (1) 「職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと」には、「専ら」又は「主として」職員の収入によって生計を維持していた者のみでなく、職員の死亡の当時、その収入によって生計の一部を維持していた者も含まれます。

(2) 年齢は、職員の死亡の当時のものです。

(3) 職員の死亡の当時胎児であった子は、出生したときから受給資格者となります。

(2) 特例遺族

ア 受給資格者となりうる年齢の説明

職員の収入によって生計を維持していた夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、60歳以上（兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日まで又は60歳以上）であることが受給資格者となりうる要件ですが、当分の間55歳以上の者についても受給資格を認めることとされています。これに該当する遺族を「特例遺族」といいます。

特例遺族については、60歳に達するまでの間は遺族補償年金の算定の基礎となる遺族の人数には含まれません。

〈参 考〉

職員の死亡の時期と特例遺族の年齢及び遺族の人数に算入される時期の關係に係る経過措置は次の表のとおりです。

職員の死亡の時期	当時の遺族の年齢	遺族の人数に算入される時期
昭和61年10月1日～ 昭和62年9月30日	55 歳	遺族が56歳に達したとき
昭和62年10月1日～ 昭和63年9月30日	55歳以上57歳未満	” 57歳 ”
昭和63年10月1日～ 平成元年9月30日	55歳以上58歳未満	” 58歳 ”
平成元年10月1日～ 平成2年9月30日	55歳以上59歳未満	” 59歳 ”
平成2年10月1日から 当 分 の 間	55歳以上60歳未満	” 60歳 ”

イ 特例遺族の受給権の順位

特例遺族の受給権の順位は(1)の表のとおりですが、特例遺族内の順位については、①夫、②養父母、③実父母、④祖父母、⑤兄弟姉妹の順序です。

なお、特例遺族が受給権者となった場合は、その者が60歳に達するまでの間は年金の支給が停止されます。

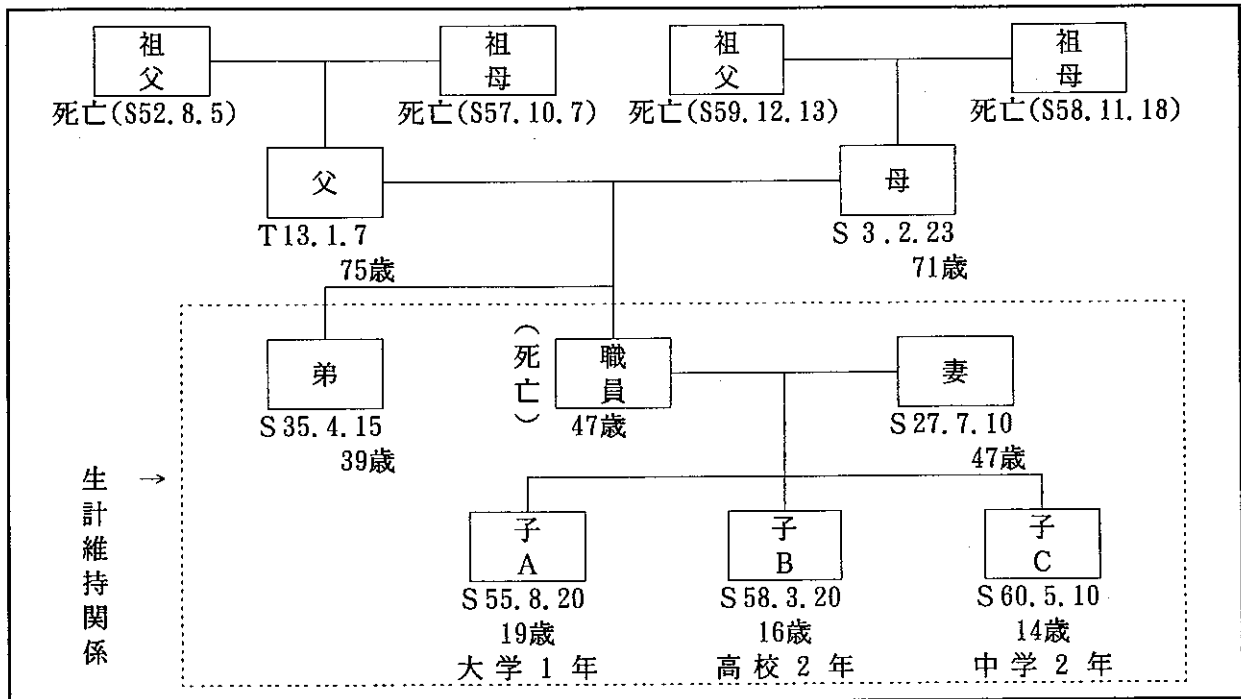
(3) 年金の支給額

受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者が年金算定の基礎となる遺族となり、その人数の区分に応じ、1年につきそれぞれ次の表に掲げる額が支給されます。

年金算定の基礎となる遺族の人数		年金の額
1 人	① ②以外の者	平均給与額 <u>187 ページ</u> に 153を乗じて得た額
	② 55歳以上の妻又は障害等級第7級以上の障害の状態にある妻	” 175 ”
2 人		” 201 ”
3 人		” 223 ”
4 人 以 上		” 245 ”

〔遺族補償年金の算定事例〕

平成11年9月10日 職員死亡



◎受給資格者＝年金の算定基礎となる遺族の数 163 ページ 3人（妻、子B、子C）

父母については生計維持関係がなく、子A・弟については年齢が要件に該当しないので受給資格者とはなりません。

◎受給権者 163 ページ 妻

◎職員の平均給与額 187 ページ 11,919円

◎遺族補償年金 163 ページ 支給額 2,657,900円

$$11,919円 \times 223 = 2,657,937円$$

法により50円未満の端数があるときはこれを切り捨てます（50円以上は切り上げます。）

◎福祉事業

○遺族特別支給金（一時金） 171 ページ 支給額 3,000,000円

○遺族特別援護金（一時金） 172 ページ 支給額15,200,000円（通勤災害の場合は9,100,000円）

○遺族特別給付金（年金） 172 ページ 支給額 531,600円

$$11,919円 \times 223 \times \frac{20}{100} = 531,587円 < 1,500,000円 \times \frac{223}{365} = 916,438円$$

業務規程により50円以上100円未満の端数があるときは100円に切り上げます。

○奨学援護金（月額） 173 ページ 支給額 64,000円

子A（大学1年）	34,000円
子B（高校2年）	16,000円
子C（中学2年）	14,000円

（注）子Aについては、年金の受給資格はありませんが、奨学援護金の支給対象には該当します。

(4) 受給権及び受給資格の消滅

ア 年金を受ける権利（受給権）は、受給権者が次のいずれかに該当するに至ったときは消滅します。
これを「失権」といいます。

しかし、この場合、同順位者がなくて、後順位者があるときは、次順位者が受給権者となり、年金の支給を受けることになり、これを「転給」といいます。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻（内縁関係にある場合を含む。）をしたとき
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
- ④ 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき
- ⑤ 子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の当時から引き続き一定の障害の状態にあるときを除く。）
- ⑥ 職員の死亡の当時60歳未満であった夫、父母又は祖父母で障害等級第7級以上の障害の状態にあったことにより受給権を有していた者が、その障害の状態でなくなったとき
- ⑦ 職員の死亡の当時18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していた子又は孫で障害等級第7級以上の障害の状態にあったことにより受給権を有していた者が、その障害の状態でなくなったとき
- ⑧ 職員の死亡の当時18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していたか60歳未満の兄弟姉妹で障害等級第7級以上の障害の状態にあったことにより受給権を有していた者が、その障害の状態でなくなったとき

イ 受給資格者も上記に掲げる①から⑧までのいずれかに該当するに至ったときは受給資格を失うものとされ、これを「失格」といいます。

(5) 年金額の改定

年金額は、

ア 年金額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた月の翌月から

イ 年金の受給権者が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている受給資格者がいない場合において、その妻が55歳に達したとき（障害等級7級以上の障害の状態にある場合を除く。）等は、その翌月から

ウ その他、国の職員の給与水準を基礎とした年金スライド率を乗じることにより、平均給与額の改定

197 ページ が行われる。

(6) 同一事由によって他の法令による年金が給付されている場合は、支給額が調整されることがあります

183 ページ 。

(7) 第三者加害事案の場合で、自動車損害賠償責任保険から当該死亡に係る賠償金が支払われる場合等加害者から賠償を受けている場合は、支給が調整（一定期間支給停止）されます。

このため、賠償金の額が確定するまでは支給を保留することがあります。

(8) 請求手続

「遺族補償年金請求書」 289 ページ を、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

その際、次に掲げる書類が必要です。

ア 平均給与額算定書 323 ページ

イ 受給資格者となり得るすべての者（すでに死亡している親族を含む。）を記載した系図 168ページ

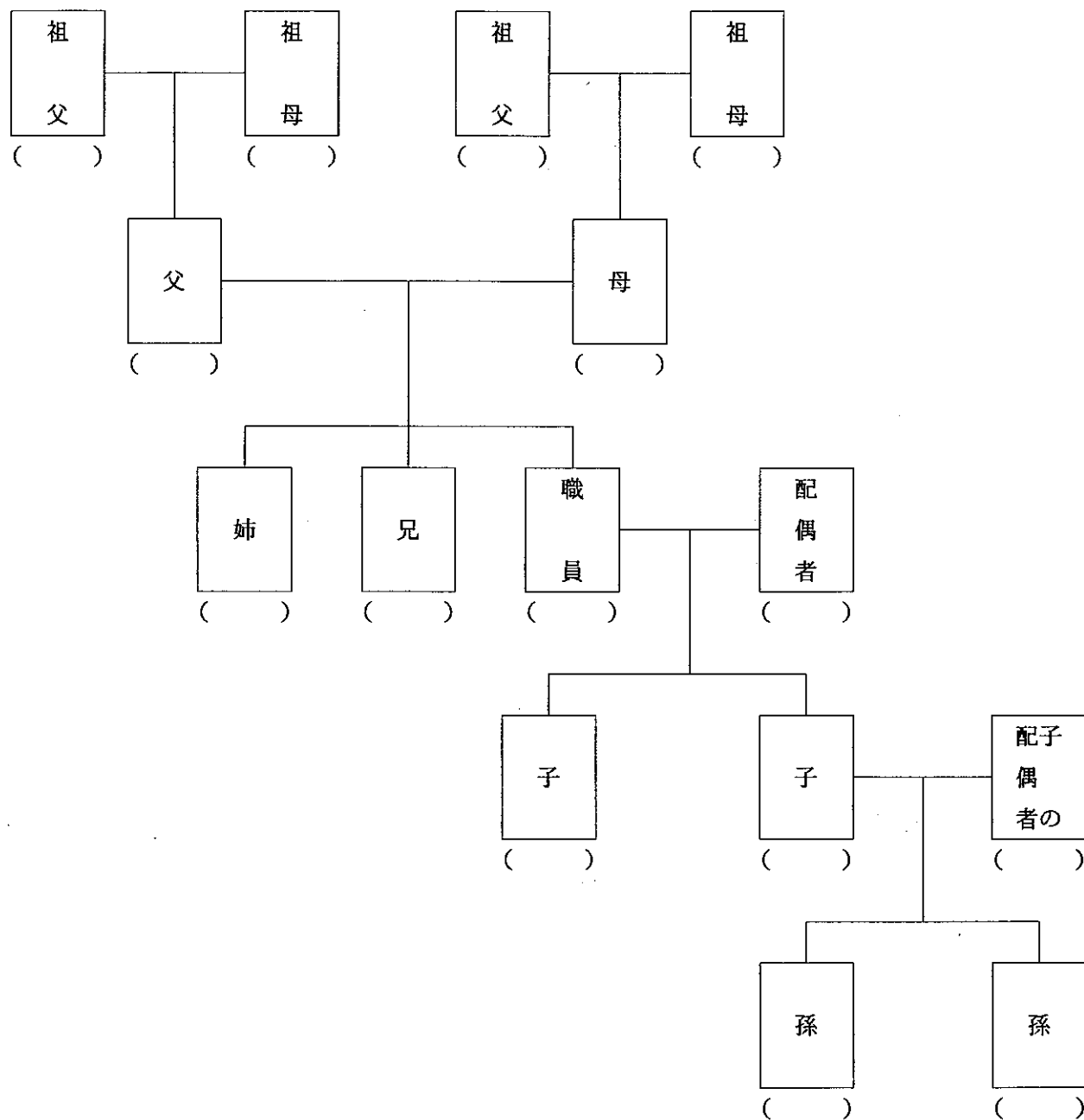
ウ イの系図に記載のある者と死亡した職員との続柄に関する市町村長の証明書（戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本等）

エ イの系図に記載のある者のうち生存している者に関する生計関係についての書類（障害等級第7級以上の障害にない者で18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していたか55歳未満の夫、父母、祖父母、子、孫又は兄弟姉妹は必要ありません。）

① 生計維持関係がある者については、住民票及び民生委員の生計関係証明書 302 ページ

〔 系 図 記 載 例 〕

次のような形式で作成してください。



(注) ()内は生年月日と職員が死亡した日の年齢を記入してください。

なお、死亡者については()の前に死亡と記入し、()内には死亡年月日を記入してください。

〔遺族補償年金請求書等の記載例〕

様式第14号

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号 11-000500

地方公務員災害補償基金 長崎県 支部長殿		請求(申請)年月日 平成 12 年 2 月 4 日	
下記の遺族補償年金(遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金)を請求 (申請)します。		請求(申請)者 (代表者)の住所 〇〇市〇〇町 〇番〇号 ふりがな 長崎花子 氏名 長崎花子 死亡職員との続柄 妻	
1	所属団体名 〇〇市	所属部局名 総務部 総務課	
死亡職員に	氏名 長崎太郎 昭和 27 年 8 月 1 日生(47歳)	職 名 事務吏員 ☒ 常勤 ☐ 常勤的非常勤	
関する事項	負傷又は発病の年月日 平成 11 年 9 月 10 日	死 亡 年月日 平成 11 年 9 月 10 日	
2 請求の事由 ☒ 職員の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明			
3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族	氏 名	生年月日	年令
	長崎花子	84.7.10	47
	春子	58.3.20	16
	夏子	60.5.10	14
4 既に遺族補償年金を受けている者	氏 名	生年月日	年令
5 遺族補償年金請求金額の計算	(令第9条の場合) (年金平均給与額)(乗すべき数)(年金平均給与額) $11,919 \text{ 円} \times 223 + (\text{円} \times 12) \times \frac{1}{100} =$ 2,657,937 2,657,900 円		
6 遺族補償年金請求金額	☒ 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合 2,657,900 円		
7 国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係	☐ の被保険者であった。 ☒ 被保険者ではなかった。		
8 遺族特別支給金申請金額の計算	遺族特別支給金 $\frac{1}{3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1}} = 3,000,000$ 円 (受給権者の数) 遺族特別援護金 $\frac{1}{15,200,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1}} =$ 円 (受給権者の数)		
9 遺族特別給付金申請金額の計算	(令第9条の場合) (年金平均給与額)(乗すべき数)(年金平均給与額) (A) $11,919 \text{ 円} \times 223 + (\text{円} \times 12) \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{100} =$ 531,587 531,600 円 (乗すべき数) (B) $1,500,000 \text{ 円} \times \frac{223}{365} \times \frac{1}{100} =$ 916,438 円 (受給権者の数)		
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金申請金額 遺族特別給付金	☒ 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合 遺族特別支給金 3,000,000 円 遺族特別援護金 15,200,000 円 遺族特別給付金 531,600 円		
11 送金希望の場合	振込先金融機関名 〇〇銀行〇〇支店	*年金決定年額	☐ 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 ☐ 代表者を選任した場合
振込み	☒ 普通預金 ☐ 当座預金	*特別支給金決定金額	
	口座番号 〇〇〇〇〇	*特別援護金決定金額	
	預金名義者 ナカサキハナコ	*特別給付金決定金額	
送金小切手	受取先金融機関名 銀行 支店	*通 知	平成 年 月 日
その他		*年金証書の番号	第 号
		*年金・特別給付金受給開始年月	平成 年 月
*受 理	平成 年 月 日	*特別支給金・特別援護金の支払	平成 年 月 日

受給権者が記入押印してください

わからない場合は記入する必要はありません

〔注意事項〕 参照のこと。

金融機関(郵便局を除く)振込に限ります

2 遺族補償一時金 「法第36条～39条」

(1) 遺族補償一時金は次の場合に支給されます。

ア 職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき

イ 職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、しかもそれまでに支給された年金の合計額が失権の日を補償事由発生日としてアにより算定される一時金の額に満たないとき

※ 支給された合計額を計算する場合、例えば失権の日が平成11年4月以後である時は、当該失権した年度の前年度以前の各年度分として支給された年金額については、その間の国の職員の給与水準の変動を基準として定められた率を乗じて再評価されます。

(2) 受給資格者・受給権者の順位・支給額は次の表のとおりです。

受 給 資 格 者		順 位	支 給 額 〔 平 均 〕 〔 給 与 額 〕	
祖父母	生計維持関係のあった者（55歳未満）	6	1,000日分	
	生計維持関係のなかった者	13	〃	
父 母	生計維持関係のあった者（55歳未満） ...	養父母	3	〃
		実父母	4	〃
	生計維持関係のなかった者	養父母	10	〃
		実父母	11	〃
兄弟姉妹	生計維持関係のあった者	7	〃	
	（18歳に達する日以後の最初の3月31日） が終了し、かつ、55歳未満の者			
	生計維持関係のなかった者	14	〃	
職 員	配 偶 者 {	生計維持関係のあった者	1	〃
		（55歳未満の夫）		
	生計維持関係のなかった者			
子	生計維持関係のあった者（18歳に達する日以後の最初の3月31日） が終了した者	2	〃	
	生計維持関係のなかった者	9	〃	
孫	生計維持関係のあった者（18歳に達する日以後の最初の3月31日） が終了した者	5	〃	
	生計維持関係のなかった者	12	〃	
その他主として生計 維持関係のあった者		三親等内の親族（18歳未満	8	700日分
		又は55歳以上（配偶者の父 母、伯叔父母、甥、姪等）		
		その他の者	8	400日分

(3) 請求手続

「遺族補償一時金請求書」 294 ページ を、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

その際の添付書類は、遺族補償年金の請求 289 ページ と同じですが、生計維持関係の書類については、次のように取り扱います。

ア 生計維持関係にあった者がある場合には、その者の住民票及び民生委員の生計関係証明書 302 ページ を添付してください。

イ 生計維持関係のあった者がいない場合には、受給資格者全員の生計関係のなかった旨の申立書を添付してください。

3 遺族補償年金前払一時金 「法附則第6条」

遺族が一時的な出費を必要とする場合があることを考慮し、遺族補償年金の受給権者（特例遺族の受給権者を含む。）が申し出たときは、年金の一部が遺族補償年金前払一時金として支給されます。

その取扱いについては、障害補償年金前払一時金と同じですが 153 ページ、支給額についての限度額は平均給与額の1,000日分となっています。

また、前払一時金が支給される場合は、一定期間年金の支給が停止されます。

請求手続

「遺族補償年金前払一時金請求書」を、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

4 遺族特別支給金（福祉事業） 「業規第29条の7」

遺族特別支給金は、遺族補償の受給権者に対し、次の表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺 族 補 償 の 受 給 権 者 の 区 分	支 給 額
遺族補償年金の受給権者	300万円
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	300万円
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は障害等級第7級以上の障害の状態にある三親等内の親族	210万円
遺族補償一時金の受給権者で、その他の者	120万円

申請手続

遺族補償の請求 166 ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

5 遺族特別援護金（福祉事業） 「業規第29条の9」

遺族特別援護金は、遺族補償の受給権者に対し、次の表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者の区分	支 給 額	
	公務災害	通勤災害
遺族補償年金の受給権者	1,860万円	1,130万円
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	1,860万円	1,130万円
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は障害等級第7級以上の障害の状態にある三親等内の親族	1,302万円	790万円
遺族補償一時金の受給権者で、その他の者	744万円	450万円

申請手続

遺族補償の請求 166ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

6 遺族特別給付金（福祉事業） 「業規第29条の13」

遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として、それぞれ次に掲げる額が支給されます。

(1) 遺族補償年金の受給権者

遺族補償年金の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は、150万円に、次の表に掲げる率を乗じて得た額を超えないものとされています。

遺族の人数の区分		率
1 人	① ②以外の者	365分の153
	② 55歳以上の妻又は、障害等級第7級以上の障害の状態にある妻	" 175
2 人		" 201
3 人		" 223
4 人以上		" 245

(2) 遺族補償一時金の受給権者（2の(1)のAの場合）

遺族補償一時金の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は、150万円に、それぞれ次の表に掲げる率を乗じて得た額を超えないものとされています。

遺族補償一時金の受給権者の区分	率
(1) 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	365分の1,000
(2) 上記以外の者のうち職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は障害等級第7級以上の障害の状態にある三親等内の親族	" 700
(3) その他の者	" 400

(3) 遺族補償一時金の受給権者（2の(1)のイの場合）

（2）による額から同一の事由につき既に支給された遺族特別給付金の額の合計額（未支給のものを含む。）を差し引いた額が支給されます。

(4) 申請手続

遺族補償の請求 166ページ と同じです（用紙が兼用になっています。）。

7 奨学援護金（福祉事業）

8 就労保育援護金（福祉事業）

傷病補償年金欄 4、5
134～135ページ と同じです。

葬 祭 補 償 「法第 42 条」

葬祭補償は、遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実には葬祭を行った者があるときは、その者）に対して、次のア又はイのいずれか高い方の額が支給されます。

ア 315,000 円＋平均給与額×30

イ 平均給与額×60

請 求 手 続

「葬祭補償請求書」 305 ページ に、平均給与額算定書 323 ページ と、葬祭補償の請求者が葬祭を行ったことが確認できる書類（例えば、会葬通知、忌中明けのあいさつ状等）を添付して、所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください（遺族補償と併せて請求するときは、平均給与額算定書は不要です。）。